

議案第96号	三田市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
防災安全課	災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議の所掌事務及び委員の構成を見直すに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 「災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成24年法律第41号）が平成24年6月27日に公布・施行されたことにより、所掌事務の変更と追加及び委員の追加がなされたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正背景】 これまで市町村防災会議の所掌事務としては、市町村地域防災計画の作成及びその実施の推進等のほか、「災害が発生した場合に、防災に関する情報を収集すること」及び「非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること」が所掌事務とされていた。</p> <p>しかし、災害発生時、特に災害応急対策の段階では、市町村防災会議で災害に関する情報の収集等を行うよりも市町村に設置される災害対策本部において、一元的にそれらの事務を行うことが効果的であり、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から「防災に関する重要事項の審議」を所掌事務として追加することにより、市町村防災会議と災害対策本部の所掌事務について、見直し・明確化を図るものである。</p> <p>また、防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者」を新たに加えることにより、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとするものである。</p> <p>【関係法令】 災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）</p> <p>【改正内容】 ●所掌事務【第2条関係】</p> <p>【現行】</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2) 市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>【改正】</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2) <u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>●委員の追加【第3条第6項及び第8項関係】</p> <p>【現行】</p> <p>第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。</p> <p>6 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>8 第6項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残留期間とする。</p> <p>【改正】</p> <p>第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。</p> <p>6 委員は、次に掲げるものをもって充てる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者</u></p> <p>(9) <u>その他市長が必要と認める者</u></p> <p>8 第6項<u>第7号から第9号</u>までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残留期間とする。</p> <p>【施行期日】 平成25年4月1日</p>	